

財務省告示第五十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年一月三十日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年二月二十二日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

合 計	国債の名	記 号	総額面金額の	額当額 格た面 り金の 額百円
	五券利付 年（変動・十 庫債			
	"	"	百五十億円	銭九十八円十四
	"	"	四十二億円	銭九十八円十六
	"	第十一回	百八十五億円	九十九銭十七円九十
	"	"	十四億円	九十八円
	"	回第三十五	九十五億円	五九銭十四円二十
	"	回第三十八	十四億円	銭九十七円七十
六 百 億 円				